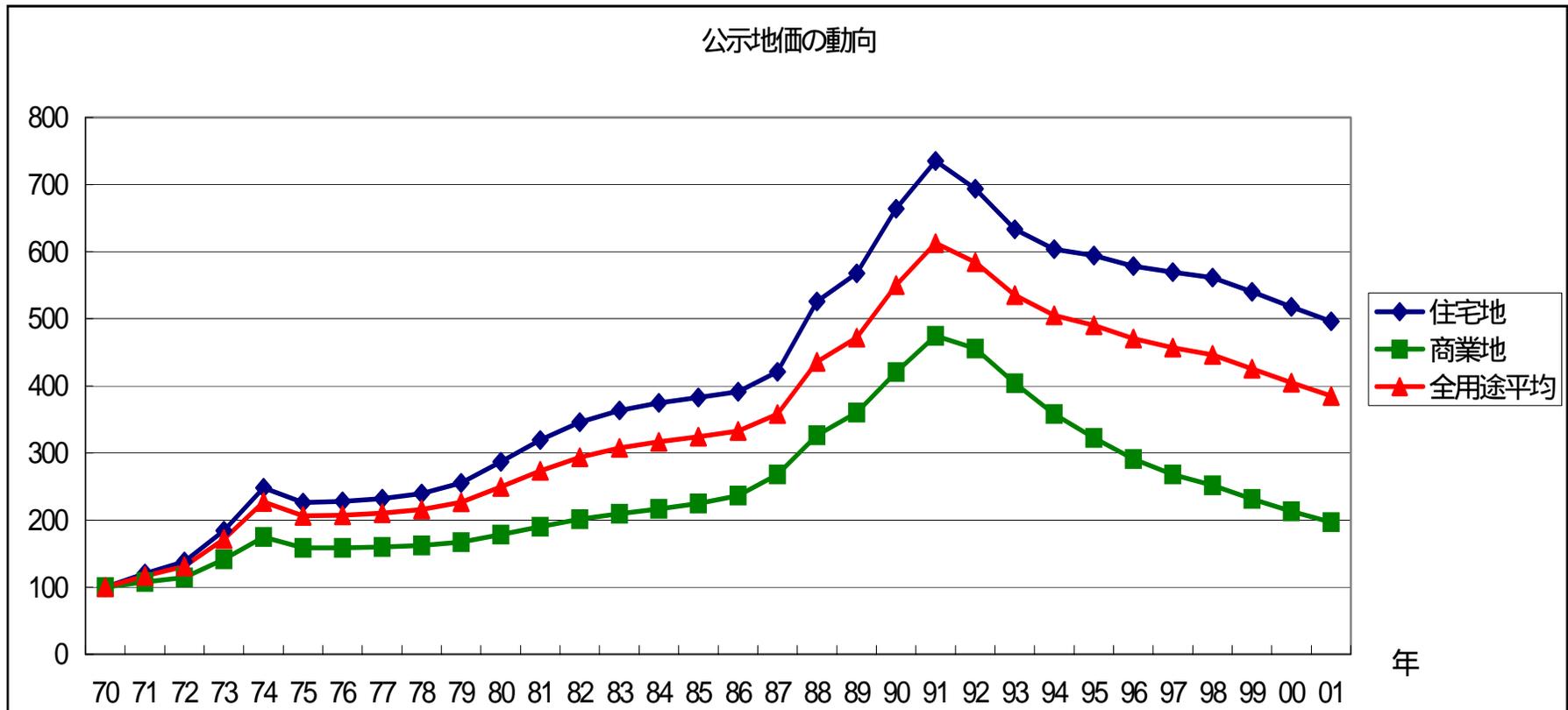


売掛債権担保融資保証制度の創設の背景と現状

平成14年7月
経済産業省

1. 担保価値の下落

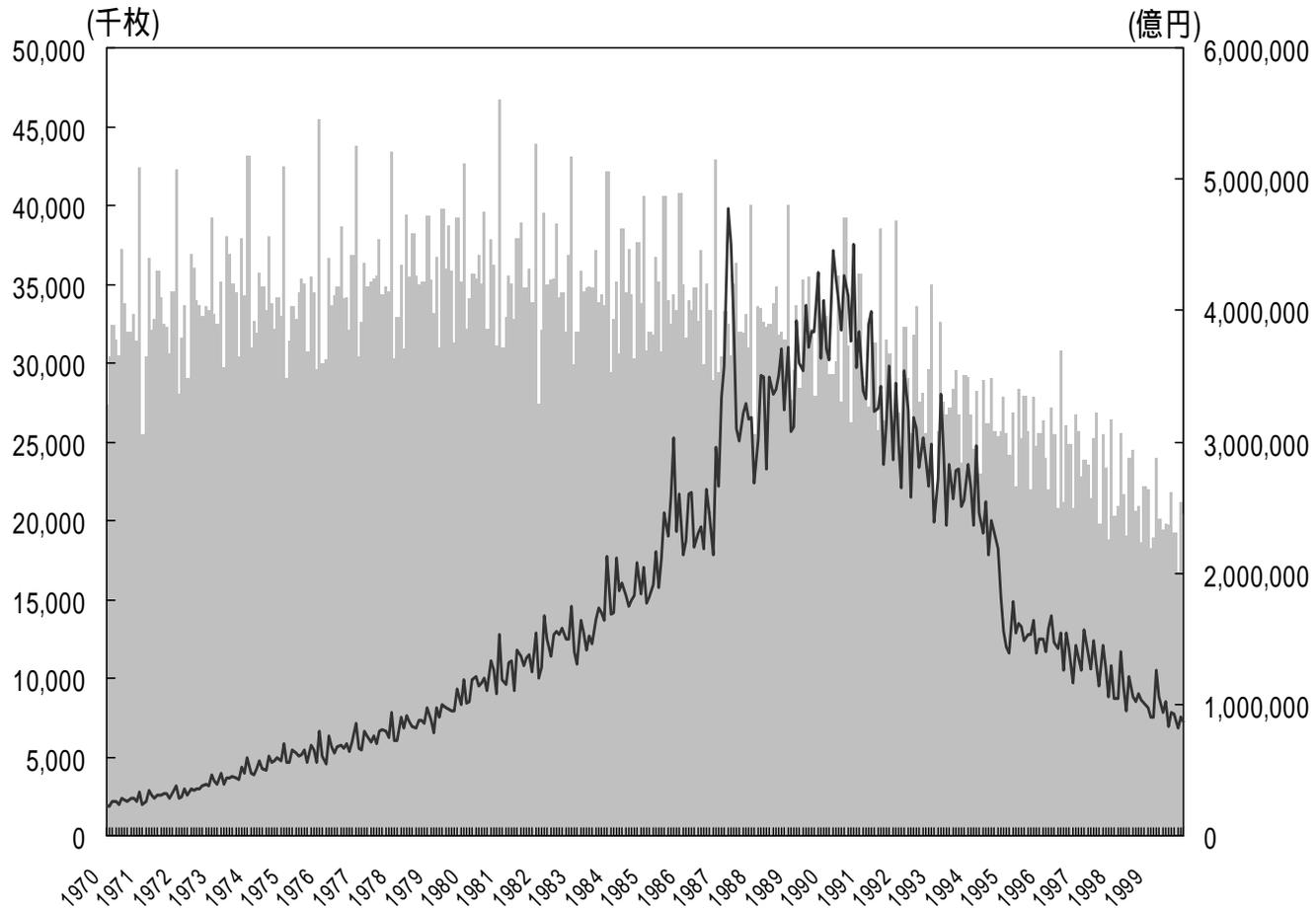
土地の価格が下落し、担保余力が低下しているため、中小企業の資金調達は一層の制約を受けている。



国土交通省「公示価格年別変動率」より、1970年を100として算出。

2. 手形の取引枚数・金額の減少

我が国では手形取引が減少傾向にあり、売掛金を活用した資金調達の重要性が増大。

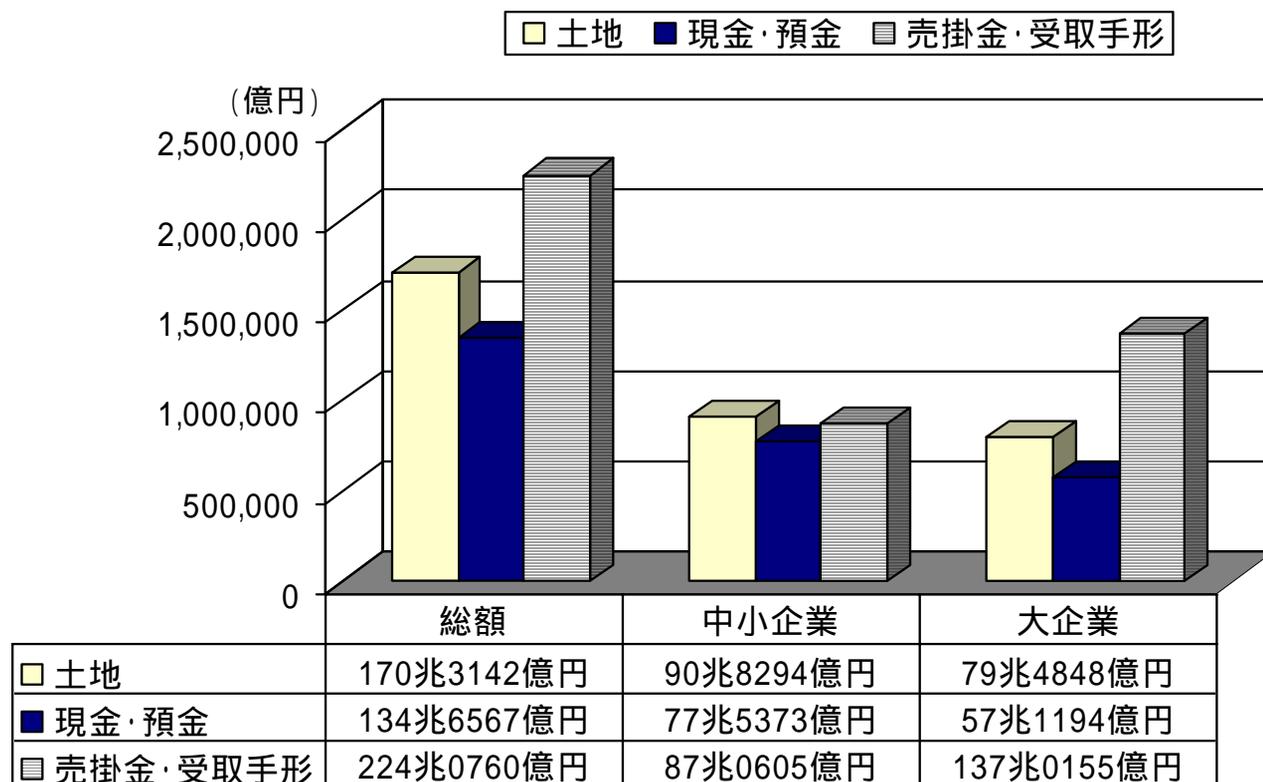


(出所) 日本銀行「経済統計月報」

■ 枚数(左目盛) — 金額(右目盛)

3. 売掛債権の現状

中小企業の有する資産としては売掛債権は87兆円(売掛金68兆円、受取手形19兆円)であり、約91兆円の土地に匹敵するボリュームを有しているが、資金調達的手段として十分に活用されているとは言い難い状況。



(出所) 大蔵省「法人企業統計年報」(平成11年度)

(注) 中小企業とは、資本金1億円未満の法人企業、大企業とは、資本金1億円以上の法人企業を指す。

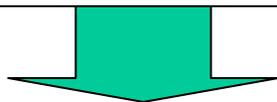
4. 売掛債権担保融資保証制度の創設

我が国においては中小企業に対する売掛債権を担保とした融資が非常に低調である。その原因としては以下のように考えられる。

売掛先が倒産すると売掛債権は価値がなくなるリスク等が存在すること

売掛債権を担保として管理するコストが嵩むこと

資金繰りが悪いから売掛債権まで利用して資金調達をしたという風評被害がおこる恐れがあること 等



こうした現状から脱却し、中小企業の資金調達の多様化を図るため、売掛債権担保融資保証制度(中小企業の売掛債権を担保として金融機関が融資をする場合に信用保証協会が別枠で保証する制度)を昨年末に創設。

このための所要の予算措置として平成13年度一次補正において59億円を計上。



不動産担保に制約された中小企業の資金調達構造を改革し、不良債権処理が進展する中でやる気と潜在力のある中小企業の資金調達の円滑化を図る。

5. 売掛債権担保融資保証制度の概要

保証申込み

中小企業者は、すでに取引のある金融機関を通じて信用保証協会に本制度に基づく保証の申込みを行う。融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入金の上限額が設定され、その範囲内で1年間反復して融資を受けることが可能。

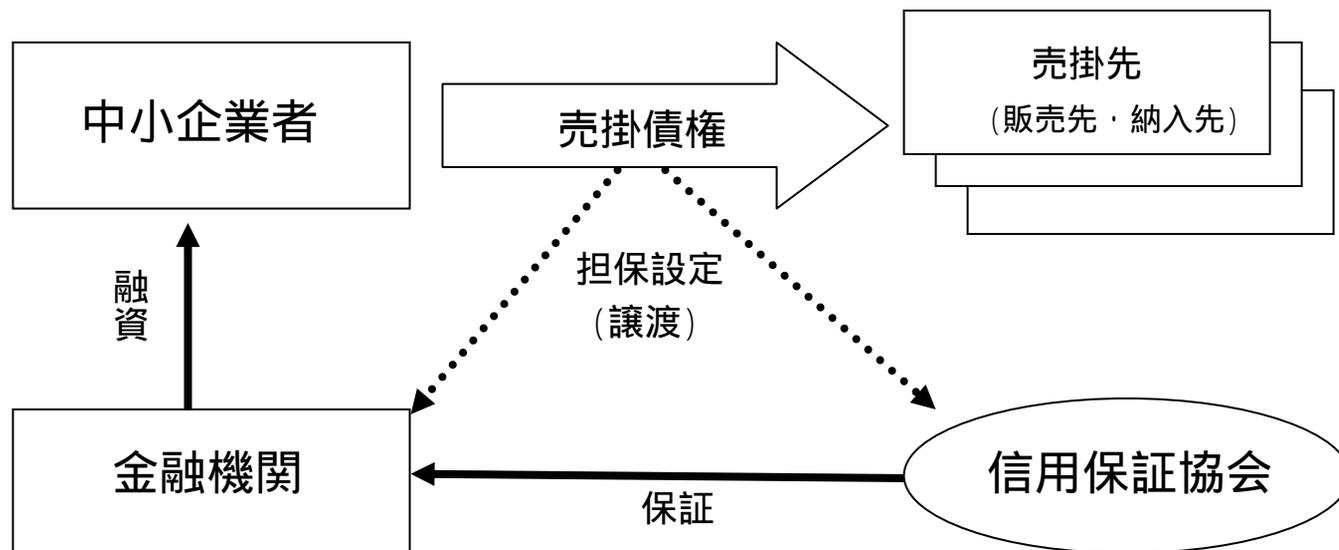
売掛債権の担保設定

中小企業者は、金融機関から融資を受けるための担保として、売掛債権を金融機関に対して譲渡する。個々の融資は、中小企業者が売掛先に商品・サービスを提供して、現に売掛債権が発生した段階でそれを引当として行われる。

中小企業者のデフォルト

中小企業者が借入金を返済できないときは（デフォルトした場合）、信用保証協会は金融機関に対して、中小企業者の借入金残高の90%を中小企業者の代わりに弁済する。金融機関及び信用保証協会は担保として有している売掛債権から回収を行う。

本制度の仕組み



6. 債権譲渡禁止特約の解除

売掛債権担保融資保証制度を利用するためには、中小企業者が有する売掛債権を担保として、金融機関及び信用保証協会に譲渡する必要があるが、取引契約書において「債権譲渡禁止特約」がある場合、売掛債権の譲渡について売掛先の事前の承諾が必要。

◆ 債権譲渡禁止特約の部分的な解除

債権譲渡禁止特約にただし書きを設けて、金融機関及び信用保証協会に対しては譲渡してもよいこととすると、売掛債権の譲渡が容易になる。

< 債権譲渡禁止特約の部分的解除を行った契約様式例（経済産業省の新しい契約方式）>

（債権譲渡の禁止）

第 条 乙は個別契約に基づく権利の全部又は一部を書面による甲の承諾を得ない限り、第三者に譲渡してはならない。ただし、乙が、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りでない。

（注）中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関

銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会
農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業共同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、・中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、保険会社

◆ 今般の政府のデフレ対策において、債権譲渡禁止特約の解除に向けた取組を規定。

「早急に取り組むべきデフレ対応策」（平成14年2月27日）〈抜粋〉

国、地方公共団体や大企業向けの売掛債権の譲渡禁止特約の解除を各省庁が協力して早急に進める。

◆ 債権譲渡禁止特約の解除に向けた取組

(1) 国の物品・役務調達における債権譲渡禁止特約の解除

各中央省庁において、物品・役務調達に係る債権譲渡禁止特約の部分解除を5月までに実施。

また、135の業界団体や特殊法人に対して、本制度の利用促進のため、債権譲渡禁止特約解除に向けた要請。業界としての取組についてのヒアリング等を実施中。

(2) 都道府県に対する要請

総務省から都道府県に対して、債権譲渡禁止特約の解除に適切に取り組むよう要請する通知を4月30日付けで発出。

4月22日に都道府県会計担当者等を集めた説明会を実施し、債権譲渡禁止特約の解除の方法と当該解除をした場合の対応について説明するとともに早期実施を要請。

7. 本制度の普及・浸透に向けた取組

◆ 普及啓発活動

本制度が、これまでの金融実務から見て、中小企業、民間金融機関の両者にとってなじみのない制度であることから、迅速な制度浸透のために十分な普及・広報活動が必要。このため、当庁としては、以下のような取組を行っている。

(1) 広報活動

全国の商工会等を通じ、200万部のパンフレットを配布。

各種メディアを利用して全国に対して本制度の理解を深める普及啓発活動を実施。テレビ番組「ビジネスズームアップ」(TBS)、「企業未来チャレンジ21」(テレビ東京)、「明日への架け橋」(CS放送)において本制度の紹介を行うとともに、全国紙での広告を4回実施。

(2) 地方ブロック会議の開催

全国9ブロックにおいて、3月～4月に経済産業大臣、副大臣又は大臣政務官の出席の下、金融機関、商工団体、信用保証協会等の関係者を一堂に会した会議を開催し、意見交換を行うとともに、本制度の理解を深めるべく「ユーザーマニュアル」、「活用事例集」等を配布した。

◆ 手続きの簡素化・改善

地方ブロック会議等での商工団体、金融機関等の要望を踏まえ、継続取引要件の緩和やエビデンス資料の弾力化といった7項目の手続きの簡素化、改善を行い、4月22日より実施している。